

株式会社建築資料研究社  
介護職員初任者研修(通学) 学則

(開講の目的)

第1条

少子・高齢化社会の中で、介護福祉サービス分野における人材育成が急務となっている。本研修は介護職員の業務に関する知識及び技術を習得することで、特に介護を必要とする高齢者や障害者(児)の方々が、安心してより良い自立生活を送ることができるよう、質の高い介護職員の養成を目指し、広く福祉社会に貢献できる人材を育成することを目的とする

(研修事業の名称)

第2条

株式会社建築資料研究社 介護職員初任者研修 (通学)

(研修カリキュラム)

第3条

別紙のとおり。

(専任講師氏名)

第4条

専任講師は特に定めない。より良い訓練を目指し研修の都度、必要に応じて見直しを図るものとする。

(研修の修了の認定方法)

第5条

修了の認定は茨城県介護職員初任者研修にかかる事業者および研修指定要綱に定める所定のカリキュラムを全て履修し、「9. ことごとからだのしくみと生活支援技術」の中で介護技術の習得が評価され、かつ筆記試験による修了評価の結果が所定の水準を超えるものであることが確認された場合に修了証明書を交付し、修了認定を行う。

(受講資格)

第6条 次の者に受講資格を認める。

- ①求職者支援訓練での研修：訪問介護事業者に従事しようとする者若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者で、ハローワークが求職者支援訓練として本研修に推薦する者
- ②委託訓練での研修：訪問介護事業者に従事しようとする者若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者で、ハローワークが委託訓練として本研修に受講指示する者
- ③シニアワークプログラム地域事業での研修：  
ハローワークに求職登録した55歳以上の高年齢求職者であり、当社が選考を行い合格した者

(受講手続)

第7条 受講手続は次のとおりとする。

- ①求職者支援訓練での研修の場合：

ハローワークで募集・申込手続きを行う。選考後、合格者はハローワークで受講手続きを行う。原則、初回の講義時に公的証明書等により本人確認を行う。

- ②委託訓練での研修の場合：

ハローワークで募集・申込手続きを行う。選考後、合格者はハローワークで受講手続きを行う。原則、初回の講義時に公的証明書等により本人確認を行う

- ③シニアワークプログラム地域事業での研修の場合：

ハローワークに求職登録済であることを確認の上、当社に受講申込書を提出し申込手続きを行う。選考後、合格者については初回の講義時に公的証明書等により本人確認を行う。

### (受講料)

第8条 受講料、テキスト代など、訓練生が負担すべき金額を以下のように定める。

- ・受講料：無料
- ・使用テキスト：「介護職員初任者研修テキスト」（財団法人介護労働安定センター）
- ・テキスト代：¥6,069円（消費税込価格）

※①求職者支援訓練における、本研修にかかわらない訓練科目のテキスト代は、別途負担とする。

※②委託訓練における、本研修にかかわらない訓練科目のテキスト代は、別途負担とする。

※③シニアワークプログラム地域事業において当研修を実施する場合には、講習受講者から受講料、テキスト代及び教材費等の受講に係る経費は徴収しない。シニアワークプログラム地域事業受託者である当社がこれらを負担する。

- ・支払い方法：原則、開講日に現金支払にて受け付ける。  
但し上記③の場合においては徴収を行わない。

### (補講)

第9条 受講者がやむを得ない理由により研修の一部を欠席した場合、必要と認めた場合に補講等を行い当該カリキュラムを履修したものとする。

なお補講を行う場合には、補講料として1回あたり3,000円を徴収するものとする。

### (解約条件及び返金の有無)

第10条 解約及び返金については以下のように定める。

- ・受講料：無料のため、該当なし
- ・テキスト代：個人買取りのため、該当なし  
シニアワークプログラム地域事業においては無料のため、該当なし

### (科目の免除)

第11条 科目の免除についてはこれを認めない

### (個人情報の取り扱い)

第12条

- ・研修実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせない、又は、不当な目的に使用しない。
- ・情報公開ホームページ URL: <http://www.ksknet.co.jp/>

### (受講の取り消し)

第13条 次に該当する者は、受講を取り消すことがある。

- ①学習意欲が著しく欠け、研修修了の見込みがないと認められる者
- ②研修の秩序を乱し、受講者としての本分に反した者

### (施行細則)

第14条

この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項が必要であると認められる時は、当社がこれを定める。

### (附則)

この学則は平成28年9月15日から施行する